

自動体外式除細動器（AED）貸出要領

（目的）

第1 この要領は、多くの市民の参加する催し物等において、参加者等が突然の心肺停止状態に陥った場合、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を使用し救急車が到着するまでの間に応急処置を行い、救命および回復させることを目的として、AEDの貸出に関する事項を定めるものである。

（貸出対象）

第2 多くの市民の参加による催し物等とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 茨木市内にて、市民が参加するスポーツ競技、祭典・式典、集会その他イベントとする。
- (2) 茨木市内の自治会、自主防災会等の団体が主体となった催し物等とする。
- (3) その他、消防長が適当と認めたものとする。

（貸出条件）

第3 前項の催し物等において、AEDを使用する場合は次の各号の条件を満たさなければならない。

- (1) 貸出台数は、原則として1台とする。
- (2) 取扱責任者は、原則として普通救命講習・上級救命講習・普及員講習受講者または医療従事者とする。
- (3) AEDの管理を適正に行うこと。

（申請）

第4 AEDの貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、AED借用申込書（様式1）を茨木市消防署救急管理課に提出しなければならない。なお、申請可能期間は借用日の3か月前からとする。

（貸出・返却）

第5 AEDの貸出および返却は、原則として茨木市消防本部が指定する日時および場所において、次の各号のとおり行うものとする。

- (1) 貸出期間は、催し物等開催中とし、催し物等が終了すれば、速やかに返却すること。
- (2) 貸出時および返却時には、点検チェックリスト（様式2）により確認する。

（費用）

第6 AEDの貸出は無償とし、本来の目的で使用した電極パッド等の消耗品については、茨木市消防本部が負担するものとする。ただし、紛失または破損等により修理

費または代替品購入費等が発生した場合は、当該費用を申請者が負担するものとする。

（損害賠償）

第7 貸出中のAEDによって第三者に損害が生じた場合は、茨木市消防本部はその責を負わない。

（禁止事項）

第8 AEDに関する、次の各号の事項は禁止とする。

- (1) 転貸または譲渡
- (2) 不適切な管理
- (3) 応急処置以外の使用

（返却命令）

第9 消防長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、貸出中であってもAEDの返却を命ずることができる。

- (1) 申請者が、本要領に違反したとき。
- (2) 催し物等が、中止または延期されたとき。
- (3) その他、消防長が必要と認めたとき。

（雑則）

第10 本要領に定めるものの他、AEDの貸出に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から実施する。

この要領は、令和8年8月10日から実施する。